

条例案第2号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年6月2日提出

加西市議会議長 様

提出者 加西市議会議員 三宅利弘

賛成者 〃 井上芳弘

〃 〃 黒田秀一

〃 〃 土本昌幸

〃 〃 別府直

〃 〃 森元清蔵

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和42年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 8人

経営戦略室の所管に関する事項

財務部の所管に関する事項

総務部の所管に関する事項

会計室の所管に関する事項

教育委員会の所管に関する事項

選挙管理委員会の所管に関する事項

監査委員の所管に関する事項

公平委員会の所管に関する事項

その他常任委員会の所管に属さない事項

(2) 建設経済厚生委員会 7人

市民福祉部の所管に関する事項

地域振興部の所管に関する事項

都市開発部の所管に関する事項

生活環境部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

加西病院の所管に関する事項

第3条中「1年」を「2年」に改める。

第3条の2第2項中「7人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。